

岩手県東日本大震災津波復興委員会  
第12回女性参画推進専門委員会

(開催日時) 平成30年10月26日(金) 14:00～16:00

(開催場所) サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド

1 開 会

2 議 事

(1) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について

(2) 岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン(仮称)】  
(中間案に向けた復興局原案)について

(3) 復興に係る男女共同参画の取組について(復興庁)

3 その他

4 閉 会

委員

赤坂栄里子 大沢伸子 菅原悦子 高橋弘美 手塚さや香 平賀圭子 藤澤美穂  
山屋理恵 両川いずみ

1 開 会

○多賀推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第12回女性参画推進専門委員会を開催いたします。

私、事務局を担当しております岩手県復興局復興推進課の多賀と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、出席状況についてですが、委員13名中9名の御出席をいただいております、運営要領第4第2項の規定によりまして会議が成立していることを御報告いたします。

2 議 事

(1) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について

○菅原悦子委員長 まず、第1番目の議事ですけれども、岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について、最初に政策地域部から御説明をお願いいたします。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 政策地域部の岩渕と申します。私から、次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について御説明させていただきます。

資料でございますけれども、お手元に資料1-1として長期ビジョン(中間案)の概要版、それから資料1-2として長期ビジョン(中間案)、厚い本体となります。それから、資料1-3として長期ビジョンの素案から中間案の主な変更内容をまとめた資料、それから資料1-4として前回の復興委員会における御意見の中間案への反映状況をまとめた資

料をお配りさせていただいております。はじめに、本日資料としてお配りをしておりませんが、次期総合計画「長期ビジョン」につきましては、去る6月に素案を公表いたしまして、パブリック・コメントや地域説明会、また復興委員会をはじめとした様々な委員会や審議会、さらには知事と市町村長との意見交換などを通じ、広く御意見をいただき、これを踏まえた見直しを行いまして、9月に中間案として公表し、2度目のパブリック・コメントや地域説明会、それから委員会や審議会で御意見をいただいているところでございまして、先日は県立大学の学生さんからたくさん御意見を頂戴したところでもあります。

恐縮ですが、以降素案から中間案における変更内容につきまして、資料1-2の中間案の本体と、資料1-3の素案から中間案への変更内容をまとめた資料、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、資料1-2の8ページをお開きいただきたいと思います。下段になりますけれども、第2章「岩手は今」に係る部分です。多発する大規模自然災害の例示といたしまして、復興委員会における御意見等を踏まえまして、先般の西日本豪雨災害を加えました。

次に、14ページでございます。2つ目の教育の分野の強みでございますが、素案におきましては、世界で活躍するスポーツの例示として様々な競技名を例示しておりましたけれども、本県出身者は幅広い競技で活躍しておりますことから、競技名の例示を削除しております。

以下、説明は省略させていただきますが、第2章「岩手は今」に関し、詳細については資料1-3の1ページから2ページの上段に記載のとおり、パブリック・コメント等の意見を踏まえまして、計9カ所の見直しを行っております。

次に、同じ資料1-2の23ページになります。第3章「基本目標」についてでございます。基本目標の大きな字の本文につきまして、「幸福を守り育てる希望郷いわて」の前に、「お互いに」を加えまして、県民が相互に支え合いながら幸福を守り育てるという趣旨を明確にしたところでございます。

また、復興委員会における御意見なども踏まえまして、基本目標の考え方についてより具体的にお示しするため、23ページから24ページにかけての文章を新たに追加しております。具体的には、23ページ上段でございますが、復興の取組の中で学び、培った経験を具体的に記しますとともに、下段におきましては今後の復興の取組の考え方をまとめております。

24ページの上段につきましては、幸福を守り育てるための今般の計画における政策体系の考え方などを記しております。

25ページからが第4章「復興推進の基本方向」になりますが、こちらについては後ほど復興局から御説明申し上げます。

36ページをお開きいただきたいと思います。第5章「政策推進の基本方向」の政策分野の取組方向でございます。(1)の健康・余暇とありまして、その次にサブタイトルがついておりますが、その下に4行の文章でございますけれども、サブタイトルと政策項目をつなぐ文章を新たに追加しております。また、①からの各政策項目の取組方向につきまして、素案では箇条書きだったものを具体化して文章形式としております。

38ページを御覧いただきたいと思います。パブリック・コメント等におきましても、市町村や関係機関との役割分担に関する御意見をたくさんいただいております。これらを踏

まえまして、今回の中間案におきましては、新たに各分野について「みんなで取り組みたいこと」として多様な主体に期待する取組を盛り込んでおります。

以下、全ての分野について同様の見直しを行っております。

65 ページをお開きいただきたいと思います。素案の段階におきましては、(9) で社会基盤という分野を設定させていただいております。この社会基盤の分野に様々な内容のことが盛り込まれておりましたので、整理いたしました。68 ページでございます。従来の男女共同参画を含めまして、若者、女性の活躍につきましても社会基盤のところに加えておりましたが、社会基盤から切り離しまして、(10) として新たに「参画」という分野を設定しております。その中に男女共同参画や若者、女性の活躍の政策項目等を盛り込んだところでございます。

また、この第5章につきましては、素案でお示ししました政策項目の統合などを行いましたので、その内容を説明させていただきます。資料1—3を御覧いただきたいと思えます。5 ページでございます。資料の左側が先般の素案における政策項目、右側が本日お示ししている中間案における政策項目になります。まず、健康・余暇における文化芸術活動とスポーツにつきまして、他の分野におきましては文化・スポーツがいずれも1つの政策項目となっていることから、これを1つの政策項目にまとめております。

1枚おめくりいただきまして、6 ページでございます。教育の分野でございますが、素案におきまして、「岩手で、世界で活躍する人材を育てます」という政策項目がございましたけれども、その具体的な内容が世界と岩手をつないで地域に貢献する人材を育成するという趣旨のものでございまして、産業人材の育成と同様、地域に貢献する人材育成に関する内容となりますことから、この2つを統合いたしまして「地域に貢献する人材を育てます」としたところでございます。

なお、例えば世界で活躍するトップアスリートの育成に関しましては、次の政策項目となる「文化芸術・スポーツを担う人材を育てます」の中に盛り込まれているものであり、これも外部の委員会等における意見を踏まえた見直しとなります。

7 ページでございます。歴史・文化の分野につきまして、伝統文化を受け継ぐ政策項目と、これを生かした交流を広げる政策項目について、取組の関連性が強いことから統合を行っております。

5 ページにお戻りいただきたいと思えます。特に教育分野のところでございますけれども、復興委員会におきましても教育の分野に関し従前の素案における楽しく学ぶとか、安心して学ぶといった政策項目の表現が曖昧であるなどの御意見をいただいたところでございまして、教育の分野を含めまして全ての分野につきまして、教育であれば知育、徳育、体育というような表現を付け加えておりますが、政策項目についてはより分かりやすい形に全般の見直しを行っているところでございます。

資料1—2にお戻りいただきまして、70 ページを御覧いただきたいと思えます。第6章「新しい時代を切り拓くプロジェクト」でございますけれども、前回の素案におきましては重要構想の考え方のみを示しておりましたが、この中間案におきましては70 ページの「ILCプロジェクト」から、2の「北上川バレープロジェクト」、それから75 ページ11番の「人交密度向上プロジェクト」までの11のプロジェクトについて新たにまとめたところでございます。この中で、73 ページの7番の「健幸づくりプロジェクト」につきまして

は、健幸の「幸」を幸い、幸福の「幸」を使いまして、健幸づくりプロジェクト、健康により幸福を高めることを目指しました健幸づくりプロジェクトという漢字を使っています。

それから、75 ページ、11 番の「人交密度向上プロジェクト」、これにつきましては人口減少対策と、それに併せまして交流人口の拡大を広げていきたいと思っております、それを掛け合わせて人交密度向上プロジェクトという漢字を使わせていただいております。

76 ページからが第7章「地域振興の展開方向」となりますが、これにつきましては77 ページでございますが、県央広域振興圏、この目指す姿を今回の中間案で明示しております。以下、詳細の説明は省略いたしますが、県南、沿岸、県北も同じように目指す姿等を盛り込んだ上で、具体的な取組を箇条書きから文章化しております。

それから、96 ページからは第8章「行政経営の基本姿勢」でございますが、97 ページ以降につきましては4本の柱について、それぞれ新たに具体的な取組を文章形式で盛り込んでおります。

変更点は大体以上なのですが、参考資料として、参考資料1という岩手県次期総合計画第1期アクションプラン、政策プラン（仮称）の概要版というのがあります。これのライド番号が右下についておりますが、めくっていただいて6番というライドをちょっと見ていただくと、次期総合計画の政策の体系という図になっております。ここに、一番上に基本目標、震災の経験に基づき、復興に取り組みながらということで、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて、幸福に関連する10の政策分野がございます。幸福に関連する10の政策分野を設定いたしまして、次のページ、7ページをちょっとお開きいただきまして、アクションプランということで、それぞれの分野の取組を高めるために、指標項目ということで、左側に①の健康寿命、それから⑤の余暇時間など、「健康・余暇」の分野では8つの指標項目を示させていただいております。これらの指標項目を高めるための取組を右側、政策項目と県が取り組む方策ということで、こういう具体的な取組を進めることによって、指標項目を上げて幸福を高めるといような政策体系になっていくということで、こういったアクションプランを素案として公表させていただきます。

この指標の中には、下段、Ⅱの「家族・子育て」での⑤には男性の家事労働時間、そういうものも設定しております。客観的な指標を掲げて、11月には具体的な目標値を出させていただきたいと思っておりますが、そういう体系で取組を進めていきたいと考えております。

また、このアクションプランの中に前回この委員会で御意見がありましたとおり、社会教育を担う人材の育成なども盛り込ませていただいております。今回その資料は用意しておりませんが、そういった形で今現在さらに検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○**菅原悦子委員長** ありがとうございます。

それでは、続いて復興の部分について御説明をお願いいたします。

○**佐々木復興推進課総括課長** 復興局復興推進課の佐々木と申します。私のほうからは、前回の復興委員会、専門委員会のほうでの復興に関する事項についての御意見の反映状況ということで御説明させていただきたいと思っております。

資料1—4の2ページをごらんいただきたいと思います。まず、上の部分の長期ビジョン、第4章の復興推進の基本方向の部分、資料1—2では25ページからの部分になります。

まず、資料1—4の2ページのナンバー4をごらんいただきたいと思います。復興の目指す姿について、「犠牲者の故郷への思い」と「被災された方の故郷への思い」の表現の使い分けというところでの御意見いただいております。右欄の反映状況のところをごらんいただきたいと思いますが、両者の違いが明確となるように、長期ビジョンですと26ページの部分になりますけれども、被災された方の故郷への思いの部分につきまして、反映状況記載欄のとおり変更しているところでございます。

また、ナンバー5の、犠牲者の故郷への思いの記載内容について、わかりやすく文言を修正させていただいたところでございます。

次に、ナンバー6でございますが、仮設住宅等で被災者を孤立させない視点、それから見守りというキーワードが必要だとの御意見がございました。長期ビジョンですと、31ページの地域コミュニティの分野に追加して記載させていただいたほか、それから資料1—4のナンバー7では、観光の分野の記載に道路整備についても記載すべきとの御意見がございまして、長期ビジョンですと33ページの復興道路の整備というものを追加記載したところでございます。

それから、資料1—4の4ページをごらんいただきたいと思います。いただいた御意見につきまして、これは長期ビジョンではなくて、後ほど御説明いたします復興プランのほうに反映したものになります。項目ナンバーの1につきましては、被災地での心身のリスクに係る内容を記載すべきとの御意見がございまして、復興プランのほうに被災者の健康維持・増進、それからこころのケアの推進に係る取組について記載しているところでございます。

それから、ナンバー2でございます。「保健・医療・福祉」の取組で、食生活の支援の内容も加えるべきとの御意見がございました。被災者の健康の維持増進を図るための栄養指導等につきまして、復興プランのほうに記載したところでございます。

また、ナンバー3では、被災者支援につきまして、仮設住宅や災害公営住宅以外に居住している被災者にも支援が届くようにという御意見がございました。現状においても、これらの方々に行っております様々な支援につきまして、復興プランのほうにおきましても暮らしの再建の部分に内陸避難者も含めた支援の取組を記載したところであります。

次に、ナンバー4では、内陸部の学校と沿岸部の学校の交流についても御意見がございました。復興プランの中では、いわての復興教育におきまして、内陸部、沿岸部の学校間の交流学習等について記載しているところでございます。

最後に、ナンバー5の未来のための伝承・発信の中で、前回は震災津波伝承館の整備ということだけの記載がございましたが、その周辺の津波復興祈念公園の整備についても記載すべきとの御意見がございまして、復興プランの事実・教訓の伝承の部分に津波復興祈念公園の整備についても記載したというところでございます。後ほど復興プランのほうでも内容を御説明したいと思います。

この変更部分に関する説明は以上でございます。

**○菅原悦子委員長** ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に対して、皆さんのほうから御質問や御意見はございませんでしょうか。前からの継続で、いろいろ変更点を中心に御説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。全体として、「社会基盤」の中から「参画」とい

うのを全部にわたる大切なものとして切り分けてくださったということは、非常に私たちの委員会の存在意義も含めてうれしい変更点であるというふうに思っています。

ただ、全般にかかわるものであるというふうにしていただいた分はうれしいのですけれども、それと縦に出ている項目との関連性については、もう少し踏み込んでいただく検討はいかがなものでしょうか。参画は全部にかかわるということで、参画について、このプランの18ページのところにそれぞれの比率等を指標項目として挙げてはいただいている、これはすごくわかりやすく参画が見えてきたということで高く評価したいと思うのですけれども、10番の参画が横になっているのと縦につながっているとの関係については、どういう整理がなされるのかということをお聞きしたいです。

**○岩渕政策地域部政策推進室政策監** 1つは、先ほど若干触れさせていただいたのですが、参考資料1でございます。今回指標を掲げさせていただいているわけでございますけれども、例えば8ページの家族・子育てであれば、男性の家事労働時間ですとか、やはり関連することについて、総実労働時間もそうなのかもしれないのですけれども、男性・女性に切り分けてみるというのがデータの的に非常に難しいですし、就業の形態の様々な問題とかもあるので、難しい部分もあると思っております。

一方で、前回の男女共同参画審議会でも御指摘いただいたのですけれども、防災委員の女性比率等についてはなるべく採用できないかということを検討していきたいと思っております。やはり10番の参画の部分も含めて、広く関係部局とも調整しながら検討していきたいと思っております。スケジュールですが、長期ビジョンについては、11月半ばに最後の総計審を予定しております、そこで一旦案を出して、1月に最終案を構築する予定です。一方、アクションプランについては、今素案を出して11月に中間案、1月に案という策定作業を進めておりましたので、指標についてはアクションプランの中ですので、1月の段階も含めて検討していきたいと思っております。

今回本当に女性の活躍や高齢者の活躍等について大切に考えておまして、資料1—2、58ページをお開きいただきたいのですが、「みんなで取り組みたいこと」というものを盛り込んでおまして、これが仕事・収入の分野になるわけですが、ここに多様な参画・活躍の促進ということで、女性の発想と意欲を生かした取組など、みんなで取り組むときに、女性、高齢者とか、特に極めていろんな分野で期待される取組などを盛り込んで、そういう活躍を串刺しにしてやっていきたいという意図を持って策定しております。

**○菅原悦子委員長** 私が言いたいことを理解して、御回答いただいていたと思っております。大変ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。何かお気づきの点とかありませんか。長期に、10年にわたるビジョンですので、ぜひ皆さんからたくさん意見を取り入れて反映させていただいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

では、お願いいたします。

**○高橋弘美委員** 先日、農政の審議会のほうにも出ておまして、そのときにもお話があったのですが、今の58ページの女性の発想と意欲を生かした農林水産業における女性グループの結成についての記載がありますが、非常に思いが伝わっていて、大変当事者としてはうれしく思っております。こういうふうに具体的にみんなでやっていくのだということがきちんと形になることによって、我々も勇気をいただきますし、被災地へも手を差し伸

べたり、一緒にいろんなことをやれたりするということで、農政審議会のほうでもありがたいと思いました。これを進めていくよう、よろしくお願いいたします。

**○菅原悦子委員長** そのほかはいかがでしょうか。皆さんの関連するところで何か御意見はございませんか。パブリックコメントへの記載もいろいろありましたので、皆さんがそれぞれ意見を述べられたのかなというふうには思いますが。いかがでしょうか。

では、お願いします。

**○藤澤美穂委員** よろしく申し上げます。海外からのお客様がふえて、宿泊数が増加していることなどが盛り込まれたりというようなことを伺っていたのですが、防災ということと関連して、そういう海外というか、岩手県以外から岩手県にいらっしゃっている方が滞在中に災害に遭遇した場合、どういったサポート、こういうふうなところに行ってくださいとか、何かそういう案内などというのはあるものなのか、何か盛り込まれているものなのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思いました。自分が旅行先で災害に遭ったらとても心細いなという気持ちがするので、防災のまちづくりというような中に外から来るお客様に対するサポートみたいな観点が盛り込まれると、より岩手に対する外からのイメージというのも上がるかなと考えていたところなのですが、もし何か反映されているところがあれば教えていただきたいと思えます。

**○小野政策地域部副部長兼政策推進室長** 政策地域部でございます。次期総合計画長期ビジョン本体の48ページでございます。今委員のほうからお話しございましたいわゆるインバウンドの皆様との関係かと思えますが、インバウンドの方々もそうですし、増加しております外国人県民の皆さん、豪雨等の、災害等の際に、他県の例を見ても、どうしたらいいかわからないといったところもかなりあると。これに対して、しっかりと対応していくことが必要ということで、48ページの⑤のところですが、「海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます」というところで、多言語による生活情報の提供、例えば医療の関係、病院の関係もあるかと思えます。身近な生活の困り事などを相談、解決できる体制の充実、具体的には国際交流協会等を中心にこうした体制を整えていきます。

また、SNSなどもかなり活用できるということもありますので、いずれお住まいの外国人の方々に限らず、増加しておりますインバウンドの外国人のお客様なども対象に、このような安全、安心な岩手の実現できるように取り組んでおります。

**○藤澤美穂委員** ありがとうございます。長期でいらっしゃる方だけではなくて、短期で滞在する方に対する防災の取組だとか、そういったことを考えると、恐らく皆さんインターネットでそういうときも情報を収集すると思えますので、SNSにすぐアクセスできるように、Wi-Fiの整備みたいなことも多分出てくるのかなというふうに思っておりました。ありがとうございます。

**○菅原悦子委員長** ありがとうございます。

では、お願いします。

**○赤坂栄里子委員** 岩手県歯科医師会でも、理事がいろいろな会議に出席させていただいて、この間の被災地健康支援の会議で、被災地における健康支援対策において、まだまだ活動量の低下や、ひきこもりや、アルコールの多量飲酒などの問題が去年に引き続いて起こっているというようなことが出されておりました。幸福を前提としたこういったビジョンには、やっぱり不安を抱えている一人ひとりへの対策も必要かと思っておりました。こう

いった健康支援対策について、気持ちに寄り添ってほしいなと思っております。

○佐々木復興推進課総括課長 復興局でございます。長期ビジョンの、29 ページのところでございます。「保健・医療・福祉」というところの②の部分を中心になるかと思っておりますけれども、ここの中できめ細やかな保健活動、こころのケア活動などを推進しますと書いておまして、後ほど説明いたします復興プランのほうでさらにもう少し具体的な取組というのを記載しているということでございます。

○赤坂栄里子委員 ありがとうございます。

○菅原悦子委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この長期ビジョンに対して、1枚紙を用意させていただいているのですけれども、次期総合計画策定に当たって3つの提言ということで、パブリックコメントも含めて、岩手大学でこの次期総合計画に対して意見を出そうということで学習会をさせていただきました。その際には、平賀委員と山屋委員にも参加いただいて、数名の県議の方たちにも御参加いただいて集会をしたところです。

その学習会を受けて、このようなまとめをさせていただいたので、改めて委員の御賛同が得られるのであれば、委員長として私から御提言をさせていただきたいという内容です。

1つは、改めてあらゆる政策の分野で男女共同参画の推進と目標値の設定ということをお願いしたいということです。先ほどの説明の際に私が申し上げて、参画というのを切り出させていただいて、いろいろな指標を設けていただいたということは、本当に高く評価したいところなのですが、あわせてそれぞれの横軸、縦軸になっている幾つかの項目がありますので、その中でもそれぞれに男女共同参画とか女性活躍にかかわる指標を入れていただけないのかというようなことが第1の目標指標の設定という内容になっています。先ほど質問させていただいたところ、しっかりとそれに向けて今鋭意検討中というお話でしたので、非常に心強く思っているところですが、改めてそこを、例えば教育とかの分野だとかいうことが考えられますとか、防災の分野とか、あと女性のリーダーを育成する管理職とか、そういうような視点もあるかと思っております。先ほどお話に出ているように男女共同参画の審議会でもいろいろ御提言があったとお伺いしましたがけれども、あわせて県のいろんなところでいろんな指導があるかと思っておりますので、そのようなものをうまく活用させていただいて、こういう横軸と縦軸がしっかりと合わさって、男女共同参画の視点がしっかりとここにも入るようなことを考えていただきたいというのが第1のお願いです。

2番目と3番目は、いつもこの委員会では私のほうから出させていただいている話になりますけれども、ジェンダー統計というのがしっかりと整備されていないと、男女でどんな違いがあったかということ、数字をもってお話しすることができないので、いろいろな事業をされたときには、ぜひジェンダー統計をとっていただきたいということです。県で私たちの提言を受けて、地域説明会を子育て中の人たちを対象にやっていただいたというふうにお伺いしましたがけれども、そういうところにも女性が何人参加して、男性はどうだったのかというような、そういうデータもとっていただけると、本当にそういう方を対象にした講演会なりシンポジウムがしっかりとその目的に沿ってなされたかというのが検証できるのですけれども、そういうのがないとただやりましたということで、ああ、そうですかという話になってしまいますので、さっき見ましたらば、しっかりと女性が何人参

加、若者何人参加というふうに書いてございましたので、そういう意図はもう皆さんよく御存じかなというふうに改めて思っています。そういうこともぜひ今後も徹底していただきたいということをお願いしたいと思えます。

3つ目は、全てのところで30%という話、やっぱり30%を超えないとなかなか女性の意見は反映できないというのがいろんなところで言われている内容になっておりますので、もう既に50%いつているようないろんな会もあったと、委員会もあったと思えますけれども、まだまだ進んでいないところもあるかと思えますので、そういうところをぜひこ入れしていただきたいということと、それからこれからはやはり女性のリーダーを育成していかないと、なかなか継続していろんな事業に取り組んでいくのは難しくなってくるかと思えますので、リーダー育成というところにもぜひ注力していただきたいというふうに思っています。それは、いろんなところの施策を考えるときに頭の中に入れていただければということで、3つの、非常に県の方にはわかりやすい内容になっているかと思えますので、そのようなことをお願いしたいということで、この次期総合計画に対する委員会としての提言ということにさせていただきたいのですけれども、御賛同いただけますでしょうか。よろしいですか。

「異議なし」の声

○菅原悦子委員長 それでは、委員会としてお願いをしたいということにさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

## (2) 岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン（仮称）】

### (中間案に向けた復興局原案) について

○菅原悦子委員長 それでは、次の議題に進ませていただいてよろしいでしょうか。次期総合計画のアクションプラン、復興プランの中間案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐々木復興推進課総括課長 それでは、引き続き復興局のほうから説明させていただきたいと思えます。

資料ですが、資料2-1と2-2になります。まず、資料2-1のほうで、復興プランの基本的な考え方について御説明させていただきたいと思えます。資料2-1は、復興プランの概要版ということでございますが、この2ページの下の部分、1枚目の下部分になりますけれども、ごらん願ひたいと思えます。前回の委員会におきましても骨子案で御説明したところでございますけれども、復興プランにつきましては長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」を受けまして、2019年度から2022年度までの4年間の具体的な復興の取組、それから実施する事業をプランとして掲げるものとなります。

ページをおめくりいただきまして、4ページをごらん願ひたいと思えます。プランの構成といたしましては、長期ビジョンのほうで構成も書いておりますけれども、「より良い復興～4本の柱～」ということでの「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」と、それからそれぞれの柱に基づきます12の分野の取組項目毎に計画期間に実施を予定している主な取組内容、それから事業を掲載するということとしております。

それから、5ページをごらんいただきたいと思います。今回の復興プランの推進に当たりましては、被災地復興が着実に進んできている一方で、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」などを中心といたしまして、復興の課題が多様化しているということも踏まえまして、政策プラン等に掲げます施策などとも連携しながら復興を推進していくということとしております。このため、復興プランの取組の記載に当たりましては、復興事業とともに政策プラン等の関連する取組につきましても、主な取組内容としてあわせて記載するというところをございます。

以下の主な取組内容等につきましては、資料2-2の復興プラン、中間案に向けた復興局原案の本体のほうで御説明させていただきたいと思います。まず、1枚めくっていただいて、1ページから2ページまでのプランの期間、構成、推進につきましては、前回の委員会で復興プランの骨子ということでごらんいただいたものでございます。

それから、3ページをごらんいただきたいと思います。復興の目指す姿、それから復興の推進に当たって重視する点ということで、「参画」、「交流」、「連携」につきましては、これは長期ビジョンのほうにも記載しているものでございますけれども、具体的な取組を進めるに当たりましても重要な事項であるということから、復興プランのほうにも再掲載したものでございます。

4ページからが主な取組内容となるものでございます。時間の関係もございますので、取組の概略だけを簡単に説明させていただきたいと思います。まず、4つの取組の柱の1つ目、Iの「安全の確保」の「1防災のまちづくり」の分野というところでは、箱囲みのところに全体の概要を書いておりますけれども、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりなどの取組項目を掲げまして、水門、陸閘自動閉鎖システムを備えた防潮堤の整備など、海岸保全施設や道路の整備の推進、またアドバイザーによる復興まちづくりに対する支援、それから被災者の安全・安心の確保、防災文化の醸成・継承などの取組を進めていくということとしています。

6ページをごらんいただきたいと思います。中間案では、これは今記載していないところでございますけれども、プランの最終版につきましては、これらの取組項目毎に、現在記載している主な取組内容の後のところに具体的に取組む事業と実施年度を一覧表として記載するというところとしております。

7ページをごらんいただきたいと思います。今申し上げました事業一覧表のイメージというものになります。こういう形の表が連なっていくということになりますけれども、事業一覧表にはその取組項目毎に2020年度までに完了を目指す事業、それから2021年度以降も当面の間継続する事業、それから復興の取組として終期を設定せずに永続的に事業を実施するというようなものなど、実施年度を明記しながら取組む事業の内容、それから事業計画値を記載するというところとしております。以降の取組にも同様の一覧表がずっとぶら下がってくるような形になっております。

9ページをごらんいただきたいと思います。9ページからが2つ目の柱ということで、「暮らしの再建」の取組となります。「1生活・雇用」の分野では、「被災者の生活の安定と住環境の再建などの支援」などの取組を掲げておりまして、被災者に対する恒久的な住宅の供給、被災者による住まいの再建の促進、それからバス路線の維持や三鉄の利用促進など、地域の公共交通の確保、それから10ページのほうでは産業振興による雇用の確保な

どの取組を進めていくこととしているところでございます。

なお、9 ページの中段でございますけれども、主な取組内容と記載している横に主に政策プランと連携して取り組む項目という記載をしております。これは、先ほど御説明したとおり、今回の復興プランの推進に当たりましては、多様化する課題に対応するために政策プラン等に掲げる施策などとも連携して復興を推進していくという観点から、プランの取組の記載に当たりましては、復興事業とともに政策プランに関連する取組についてもあわせて記載しているというものでございます。

13 ページをごらんいただきたいと思います。13 ページは、「暮らしの再建」の「2 保健・医療・福祉」の分野でございます。「災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備」などの取組項目を掲げておりまして、医療を担う人づくり、それから 15 ページの健康相談や保健指導、栄養指導等による被災者の健康の維持増進、こころのケアセンターなどによる被災者へのこころのケアの推進などの取組を進めていくこととしているものでございます。

16 ページをごらんいただきたいと思います。「3 教育・文化・スポーツ」の分野でございます。きめ細やかな学校教育の実践と教育環境の整備などの項目を掲げまして、幼児児童生徒の心のサポート、それから 17 ページのほうではいわての復興教育の推進、18 ページの被災したスポーツ・レクリエーション施設の整備、ワールドカップ 2019 釜石開催などの機会を生かしました交流などにも取り組んでいこうというものでございます。

20 ページをごらんいただきたいと思います。「4 地域コミュニティー」の分野でございます。地域コミュニティーの再生・活性化ということで、被災地での暮らしの再建や地域コミュニティーの再生等の課題解決に向けた活動支援、それからコーディネーター、支援員などによる新たなコミュニティー形成の支援などに取り組むということとしております。

それから、23 ページのほうからが 3 本目の柱になりますけれども、「なりわいの再生」の部分になります。「1 水産業・農林業」の分野の取組項目ですと、例えば 14 の漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築などの項目を挙げておりまして、水産資源の回復と持続的利用に向けた取組、それから 24 ページでは被災した水産加工業者への経費補助などの支援のほか、農林水産業全般になりますけれども、相談会、セミナー、商談会などの開催によります農林水産物の販路拡大や高付加価値化の推進などに取り組むこととしているところでございます。

28 ページをごらんいただきたいと思います。「2 商工業」の分野でございます。商工業の分野では、「中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた支援」などの取組項目を掲げておりまして、中小企業者の経営力向上に向けた産業支援機関による支援、それから経営課題のサポート体制の強化、水産加工業を初めとした人材の確保支援、三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進などに取り組むこととしております。

33 ページからでございますが、「3 観光」の分野でございます。「観光資源の再生と新たな魅力の創造」などの取組項目を掲げておりまして、被災した観光資源の再生、それから 34 ページでは震災学習による教育旅行や企業研修等の誘致拡大、また 35 ページの三鉄リアス線開通、復興道路整備、それから宮古・室蘭フェリー、外港クルーズ船の就航などの新たな交通ネットワークの活用によります誘客の促進、交流人口の拡大などにも取り組むということとしております。

37 ページからが4本目の最後の柱になりますけれども、「未来のための伝承・発信」となっております。「1 事実・教訓の伝承」の分野での取組項目といたしましては、教訓の伝承の取組などの項目を挙げておまして、東日本大震災津波伝承館、それから高田松原津波祈念公園の整備、またいわて震災津波アーカイブ～希望～、これは震災当時の様々なデータとか記録をインターネット上で公開しているものでございますけれども、これらを活用いたしました震災資料の保存活用、防災の担い手の育成の取組などを進めようということでございます。

また、39 ページの「2 復興情報発信の取組では、来年開催を予定しております三陸防災復興プロジェクト2019 など、それから様々な多様な広報媒体も活用しながら、震災津波の記憶と教訓の継続的、重層的な発信に取り組むこととしているところでございます。

以上、復興プランにつきましては今後の専門委員会、復興委員会で御意見をいただきながら、政策プランなどの他のプランとあわせまして、次期総合計画アクションプランの中間案ということで取りまとめしていくものでございます。

なお、説明省略させていただきますが、参考資料2ということで、前回にも報告させていただきました復興レポート2018の実績、課題の部分の抜粋を提示させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○菅原悦子委員長 ありがとうございます。

このアクションプランのほうは、スケジュール的には、また意見を言う機会はあるのでしょうか。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 今回お配りしております長期ビジョン、これにつきましては6月に素案を公表して、1回目のパブリック・コメント、地域説明会をやって、現在中間案を出して2回目という形になっています。このプランにつきましては、先行して政策プランだけを9月に素案として公表させていただいております。一度、長期ビジョンと併せて御意見を伺ってきたのですが、今回11月に復興プラン、行政経営プラン、それから4広域振興圏毎の地域プランというものもあるのですが、それを11月に併せて公表して、パブリック・コメントにかけていきたいと思っておりますけれども、一方で地域説明会のようなものについては、アクションプランについては予定していませんけれども、審議会等の場で御意見を伺っていく場面は色々あるかと思っています。

○菅原悦子委員長 わかりました。

それでは、今説明がありましたアクションプランのほうについて、皆さんのほうから御意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

では、お願いします。

○手塚さや香委員 資料2-2の20ページ、地域コミュニティのページなのですが、取組項目ナンバー12の①に、「被災地域での地域課題の解決に向けた活動に対する支援」ということで、若者に特化して、若者団体が実施する地域課題の解決というくだりがあるのですが、ここに関しても女性の活動とかという項目があってもいいのではないかと思ったのですが、その辺を伺いたいというのが1つと、同じ資料の5ページ、取組項目ナンバー1の⑦、「放射線影響対策の推進」という項目があります。ここに関しては、ニュートラルに影響を把握するために情報提供しますというふうに記載されているのですが、

御存じのように沿岸部、かなり鹿の被害が深刻で、農業とか林業の集まりに行くと、必ず鹿の話が出てきます。その話の中で、結局野生動物が流通できないから、猟師さんもとってこないという話が出てきます。私も実際安全性はどうかわからない中で流通するのがいいとは全く思っていないのですけれども、県としてそういう獣害対策と放射性物質の絡みで、ニュートラルに影響を把握して情報提供をするというスタンスがこのまま長く続いていくのか、もうちょっと解消というか、規制を解除するという方向に動いていくのかというのが、特に沿岸部に住んでいる方にとっては関心がある部分なのかなと思いました。

**○古舘環境生活部若者女性協働推進室長** 若者女性協働推進室の古舘と申します。最初に御質問がありました20ページの①でございますけれども、震災復興、地域づくりに関しまして、若者の様々な豊かな発想は、地域をさらに活性化して、それで地域を支えていくという考え方に基づいて事業を進めておりまして、その中でこの復興計画の中におきましても、若者に対してはそういう形で支援をするという方向で、今回進めていきたいと考えているものでございます。若者であれば、男性、女性と限定しているものではございませんので、若者という切り口で支援していきたいと考えているものでございます。

**○高橋環境生活部環境生活企画室企画課長** 環境生活企画室の高橋と申します。先ほどの放射線の影響と鹿対策についてというところで御意見をいただいておりますが、まず放射線の影響で鹿の肉につきましてはサンプリングをしながら検査をしておるのですが、やはりまだ100ベクレルを超えるものが相当数あるというところで、これらが低くなっていかないと流通はできないという状況になっております。したがって、まだもう少し何年間かこの解除については時間がかかるのではないかと推測の中で、しかしながら捕獲をふやしていきませんと、今県内で4万頭ぐらいの鹿がいと推定されておるのですが、これを野放しにしておきますとどんどん増えてしまうということで、猟友会であるとか、農林水産部局と連携いたしまして捕獲圧を高めて、大体1年間に1万頭ぐらいの鹿を捕獲していくという目標を立てながら、余り増え過ぎないように、しかしいなくなっても困るわけですので、そういう調整をしているところでございます。

**○手塚さや香委員** 1つ目に御回答いただいた件で、全体資料を見たときに、他の項目に関しては比較的若者・女性というのが一つのくくりで扱われていることが多い気がするのですが、その中で、この部分が若者に特化しているような印象を受けたので、質問をさせていただきます。

**○菅原悦子委員長** 鹿の放射線は、モニタリングはしっかりしているのですよね。それはどこかで公表されているのですか。

**○高橋環境生活部環境生活企画室企画課長** 検査結果につきましては、全て公表しております。

それから、同じく県内で流通する食品であるとか、それから野菜であるとか、そういうものも検査して、それらについてきちっと管理をしていくということで公表もさせていただいているということでございます。

**○菅原悦子委員長** それでは、ほかにはいかがでしょうか。アクションプラン、かなり具体的な取組について書かれているように思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

**○赤坂栄里子委員** 岩手県の児童がずっと前から肥満児傾向にあるということが指摘され

ていて、特に沿岸はやっぱり増えているのかどうか、この問題、前から言われているのが解決せずずっと挙がっているような気がするのですけれども、それに対してはどこかにプランとして入れたりはできないものなののでしょうか。

**○岩井教育委員会事務局教育次長** 教育委員会でございます。教育次長の岩井と申します。よろしくお願ひします。まず、児童生徒の肥満傾向は、文科省などの調査に基づきますと確かに沿岸を含めて全県的に高い傾向にありますので、政策プランでどう取り組むか検討中ですし、今も運動促進、運動習慣を身につけさせようということで、60 運動という取組を展開しております、これを継続して参ります。詳細は、これから検討していきます。よろしくお願ひします。

**○菅原悦子委員長** ありがとうございます。

特に沿岸のほうで肥満傾向があるとか、そういうデータはあるのですか。そういうことではなく、岩手県全体としてそういう傾向があるというのは公表になってはいますけれども、そういうのは公表しないのですか。

**○岩井教育委員会事務局教育次長** 傾向といたしまして、少子化の影響で学校の統廃合が進んでおまして、そうするとスクールバスを運行しているのですけれども、どうしても帰る時間も運行バスの時間に影響を受けますので、そういった意味では運動不足になるといった影響があるかもしれません。そういった点に関しましては、対策としてスクールバスを学校の少し手前で止めて降りて歩いてもらうなどの工夫もしておりますけれども、そういったことも含めていろいろ対策として検討していきたいと考えております。

肥満の統計につきましては、文部科学省、それから県のホームページで公表しておりますけれども、それは地区別ではなく、小学校1年生から高校3年生までの学年別、男女別の統計になっております。岩手県としては全体として全国よりも肥満の出現率は高い傾向となっております。

その取組ですが、資料1—2の長期ビジョン42ページになりますけれども、③体育の取組で、健康で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、学校・家庭・関係機関の連携による基本的な生活習慣の形成や肥満予防の取組などにより、健康教育を進めますと記述しております。その具体的な取組につきましては政策プランに盛り込むこととしておりますけれども、食育の面、基本的な生活習慣の面、運動習慣づくりの面といった多方面から対策を行うことを検討しております。

**○菅原悦子委員長** わかりました。特にこっちの地域がというわけではなくて、スクールバスを運行しているところは肥満傾向が高いというようなわけなのですね。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。皆さん、どこか気になるところはありませんでしょうか。

**○大沢伸子委員** 大沢でございます。「なりわいの再生」ということで、この計画書を見ると全て、例えば農林水産業の製品の販路開拓であるとか、どうやったら売れるかとか、そういうふうなことにすごく集中されていて、私は沿岸の被災者でございますが正直申し上げまして、東日本大震災以降、我々地元民が震災前に普通にいただいていた、例えば海産物であるとか、そういうものが安易に手に入らなくなったのです。ウニとかアワビというのは当たり前のように食べていたのに、全くそれが手に入らないというか、我々の口に入らなくなりました。震災でそういう生き物がなくなったのかといたら、そうではない

と。全部都会のほうへ持っていき、そしてやっぱり収入を得るために生産者の方たちもこちらのほうへ力を入れて、もちろん県のほうでもいろいろ支援してくださって、販路開拓とか、ありがたい話であるのですけれども、まず地元の人が大事だよねというのが率直な意見でございます。

この文章の中にその内容をどういうふうに織り込めばいいのか、県の皆さんの知恵を結集していただいて、地元の人たちの生活の安定というのもうまく何らかの形で、織り込んでいただければ、もっと厚みのある計画書ができるのではないかと思います。

**○菅原悦子委員長** いかがでしょうか。もしかしたら、復興期間よりももっと前のことだったのかもしれませんが。

お願いします。

**○佐藤農林水産部副部長兼農林水産企画室長** 農林水産部でございます。御意見ありがとうございます。震災以降やはり漁獲量とかが少なくなっているというのは、統計的にも出てございます。海の状況が変わったとか、そういうことももしかしたらあるのかもしれませんが、大きなところはやはり操業されている生産者の方々、震災を機に、例えば廃業するとか、そういったことで生産する方々の絶対数が実は少なくなっていって、そういうところで漁獲のところも実は回復していないというところも一つの側面としてはあるというふうに認識はしてございます。

今お話伺いました地元のところになかなか震災前に入っていたのが流通していないというふうなお話は、情報収集不足で大変申しわけございません。初めて私ども聞いたお話でございますので、そういった側面もあるということであれば、少し実態がどうなっているのかといったあたりの状況、少しアンテナを広くして実態をつかませていただいた上で、今のプランなりに何かしらの記載ができるか、したほうがいいのかということも含めて検討はさせていただきたいというふうに思います。

**○菅原悦子委員長** それでは、ほかにはいかがでしょう。

**○両川いずみ委員** これから10年先を考えたときに、世の中変わっていくというところでは、長寿という視点が一つ出てくるかなと。これは復興だけではなく、もちろん全県、日本中全部だと思えるのですけれども、「暮らしの再建」のところに高齢者が安心して暮らすことのできる体制の整備と挙げていますけれども、多分これは今までどおりの概念で書かれているかなと。ただ、これからその方々が長く生きる時の生活は、様々な今までと違うものが出てくるのではないかとというのが想像されるのですけれども、そういったことも、高齢者が安心して暮らすことのできる体制ということの中に入れ込むのか、それとも新しい概念として示すものが必要なのか、それはお任せしますけれども、どう考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

**○高橋保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部でございます。ありがとうございます。いわゆる人生100年時代といったような言葉も聞かれるぐらいで、そういった時代に向けておるわけでございますが、復興プランではこういう記載にさせていただきましたが、長期ビジョンのほうで今日説明がありました重要構想、第6章の部分で健幸づくりプロジェクトということで掲げさせていただいております。健幸づくりプロジェクト、必ずしも長寿社会というだけではございませんけれども、いつまでも健康で、健康寿命を延ばしていただくこうといったような観点も含めて、AIやICTなども活用しながら個人の

方が自分で健康管理をできる、あるいは市町村、関係の団体、場合によっては企業とか、そういったところも一緒になって健康づくりを大いにやってみようといったようなことを掲げてございます。そういった中で、必ずしも福祉的な部分だけではないとは思いますが、人生 100 年時代に向けた取組の一つとして構想としていくということですので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○**岩淵政策地域部政策推進室政策監** 政策地域部でございます。今の説明にもあったとおり、1つ大きな課題として寿命と健康寿命、これの差を縮めていく、健康寿命を延ばしていくというのが今回大切だということで、健康・余暇の部分で健康寿命を長くというようなことを掲げさせていただいているところでございます。

それから、もう一つでございますが、今保健福祉部のほうから健幸づくりプロジェクトの話があったのですけれども、同じような課題認識のもと、長期ビジョンの冊子の 74 ページに 9 番として活力ある小集落实現プロジェクトというものを掲げさせていただいております。その中でもやはり少子高齢化が進行していく中で、地域というものが高齢者を含めてどういうふうにして生活していけるシステムを構築していけば良いのかというあたりを、科学技術の振興、第 4 次産業革命により AI とか、そういうことも考えながら、長期的に、そういう社会システムを考えていかなければいけないのではないかとということで、こういうプロジェクトの中でも検討していきたいと思っておりました。

○**菅原悦子委員長** ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

○**山屋理恵委員** 前回いろいろとお話ししたことが多く反映されているので、次の実行するときの施策も楽しみにしているし、そちらのほうが多分私たちの意見も見えやすく、県民の皆さんもわかりやすいのかなと思います。

今お話があった「活力ある小集落实現プロジェクト」にここが一番大事だなと、10 年後の未来に向けて持続可能なコミュニティを子どもたちに継承していくことが大事だなと思いました。

○**菅原悦子委員長** ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。では、お願いします。

○**藤澤美穂委員** 障がい者の方に関する記載というのが幾つかの箇所で見られているのですが、この委員会でも広く社会の中での女性参画というような観点で様々今後取組に対して意見申し上げるというようなところもあると思うのですが、女性、若者、障がい者みたいな形で併記されることが多いのですが、障がいがある方の中で、女性の雇用に関するところだとか、参画に関する実態や、その促進みたいなことというのは、今どのようになっているか、あるいは今後盛り込まれる方向があるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○**佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長** 商工労働観光部の佐藤と申します。御意見頂戴いたしました。お手元の資料 2-1 の 11 ページに記載のとおり、⑤「女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援」ということで、育児、子育てをしながら就業したい方々に託児サービス付きの訓練の場を提供申し上げるとか、女性の職業生活における活躍を推進するため、多様なネットワークづくりにも取り組んでいます。また、障がいのある方もございますので、それぞれの障がいに応じた多様な訓練を実施するというので、特性に応じた職業訓練等を行ってございますが、今後とも実施してまいりたいというもので

ございます。

**○高橋保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部でございます。障がい者の雇用に限らず、障がい者に関する記載は様々な面が出てくるわけでございますけれども、その中で障がい者の中の女性というくくりでのことというのは、制度的にも今のところきちんとしたものがあるわけではございませんので、そういった意識で記述しているというところはございませんけれども、例えば雇用について言えば、私どもで障がい者の雇用のためのハンドブックというものを、企業にお渡しするものをつくっておりますが、そういった中では障がいの特性、個人の特性をどう生かすのか、どういうふうに活用していただけるのかといったようなことを御紹介するとか、その中で女性という部分についても御配慮いただくとか、あるいはもちろん施設では男女別とか、そういったような部分では当然女性について配慮されているということでございまして、それらについては引き続きそういった形で対応していくことになるかと考えております。

**○菅原悦子委員長** 平賀さんは何か。

**○平賀圭子委員** きめ細かにいろんな分野に目配りなされていて、非常によくなったなというふうに感じました。もちろんたくさん意見があつての修正だったと思うのですが、今私どものセンターで非正規で働いている単身女性のための講座を行っているのですが、集まってきた人たちの余りにも元気のなさに驚いてしまったのです。女性活躍といっても、この人たち一体どうやって活躍できるのだろうかという、胸が痛くなるような心配をしました。

なぜかという、彼女たちは非正規で働いているので、今の仕事が続けられるのかどうかという不安にいつもさいなまれているわけです。そして、親と一緒に暮らしている人も何人かいるのですけれども、その親の介護の問題を抱えていたり、非常に深刻な問題を抱えている層がそこにあると。しかも、非正規で働いているのは圧倒的に女性が多いわけですから、見えない問題がたくさんあるなということに、私どもも自分たちで講座を企画していながら、今まで見えていなかった。シングルマザーのためのとかいうのは、子供を育てていて、困難が明らかに見えているので、割に見つけやすいのですけれども、非正規、単身女性というのが非常に隠れた問題を抱えている女性たちだということに、恥ずかしいことに私も最近気がついたので。ですから、そういうところも何とか元気で頑張って生きていける施策なりなんなりというのは、どこでどういうふうにしたらいいのかなというのがちょっとよくわからないのですけれども、何かございませうでしょうか。

**○佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長** 非正規の単身女性に限らず、非正規から正規化への処遇の改善の推進ということだと思いますが、本県では県を始め関係機関、民間団体も含め、関係機関から構成される「いわてで働こう推進協議会」という協議会を設置いたしまして、県内就職、起業・創業、そのほかに雇用労働環境の整備という、大きく3つの柱で事業を展開しております。その中で処遇改善の推進として、各種の取組を行っており、例えば、今お話しいただいたようなことに対してもセミナーを開催したり、広報したり、関係者集まっていろいろ議論しているというところでございます。今ご紹介いただきましたお話も、そういう場で議論しながら、トータルで処遇の改善が進んでいくような、皆さんが現役でやりがいを持って働けるような、そういう岩手県をつくっていくように引き続き取り組んでいきたいと考えてございまして、計画上も資料(2-1)10ページの③に

雇用・労働環境の整備の促進というところで掲げてございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○菅原悦子委員長** アクションプランの中で女性というキーワードがいろいろ出てきているのですけれども、女性、若者、障がい者が並んでいたり、女性、若者が並んでいたり、女性だけという項目とか、いろいろあるのですけれども、一方で女性は単なる労働者、働く人たちとしてだけ見ているわけではないですよねというところを確認させてもらいたいと思っています。

女性は既に働いている方たちもたくさんいるわけで、その中でやっぱりリーダーを育てていかないと、今日の県の委員の方のように、そちらに座っている女性の方は本当に数少ないというような状況になっています。ですから、ここの中でメリハリをつけていただきたい。女性のリーダー育成みたいな項目がどこかに盛られていないかなと思ったのですけれども、それはどの項目であればより効果的なのか、そういう人材を育成、女性のリーダーを人材育成して、リーダーを育てていくというようなプランをどこかに入れていただきたいなというふうに思います。そうでないと、いわゆる女性は働き場所ということだけが見えているようなアクションプランに、そんなふうに私は見えてしまいましたので、さらにもっとステップアップしていく人たちがたくさんいるはずですから、そういう人たちを育成するというようなプランをぜひ盛り込んでいただきたいというのが私からのお願いなのですけれども、いかがでしょうか。

**○古舘環境生活部若者女性協働推進室長** 若者女性協働推進室の古舘と申します。女性の活躍でございますけれども、先ほど労働力というお話がありましたけれども、例えば私どもがやっております女性活躍に関する事業、それから労働局と一緒に取り組んでいます「えるぼし制度」につきましては、今まで参加できなかった職種のところにも女性が参入されるとか、それからまたは女性の管理職を登用するとか、そういうふうな企業をさらにバックアップしていこうというような形で制度がつけられているものでございます。私どもとしても社会の中で、女性が活躍できる機会が多くつくられるのが理想だと考えており、その前段階といたしまして、例えばキャリアアップセミナーのような形で女性のロールモデルとか、実際に女性の方々が管理的な立場につくためのスキルとか、そういう必要なことについてもセミナー等を開催させていただいているところでございます。そうしたことを通じて、女性が様々な分野に進出、参加できるような施策について進めていきたいと考えているところでございます。

**○菅原悦子委員長** ぜひアクションプランのほうにもそのようなことを盛り込んでいただければと思います。ありがとうございます。

### (3) 復興に係る男女共同参画の取組について（復興庁）

**○菅原悦子委員長** それでは、この議事も一応終わりにさせていただいて、次に3番目の復興に係る男女共同参画の取組について、復興庁のほうから御説明をお願いいたします。

**○秋田復興庁男女共同参画班主査** 復興庁男女共同参画班ボランティア・公益的民間連携班の秋田と申します。当班からの活動報告のお時間をいただきましてありがとうございます。

当班からは、2点ございます。まず1点目ですが、10月13日土曜日、14日日曜日に東京ビッグサイト、国営東京臨海広域防災公園で開催されました「ぼうさいこくたい2018」に当班のブースを出展し、復興における男女共同参画の視点の浸透活動をしてまいりました。そのときに配付しました資料が皆様のお手元にごございます資料3-2のパフレットと資料3-3の事例集になります。主催団体からは、2日間で約1万2,000人が来場したと伺っておりまして、当班のブースにもたくさんの方にお越しいただきました。

2点目ですが、10月6日土曜日、いわて県民情報交流センターアイーナにおいて、平成30年度男女共同参画サポーター養成講座第5回公開講座「東日本から熊本への知見共有の現状について～多様な視点を踏まえた復興の取組事例発表～」を開催しました。本講座は、東日本大震災からの復興において、男女共同参画を含めた多様な視点を踏まえて復興が進められた面もあったが、熊本地震からの復興において東日本の多様な視点からの知見、経験がどのように生かされたかを参加者に理解してもらうことにより、今後の参加者自身の活動をより活発化させ、地域内外の復興を加速させることを目的に開催しました。

本日は、当班からの報告で10分程度お時間いただいておりますので、登壇者の方から具体的にどのようなお話があったかを共有させていただきたいと思っております。当日配付しました資料は、資料3-1の資料になります。参照しながらお聞きいただけたらと思っております。

本講座では、まず復興庁復興推進参与、一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事の田村太郎さんから基調講演を行いました。田村さんからは、災害が頻繁に起こることはよいことではないが、後から災害を経験する立場としては、何年か後にこういうふうになるかもしれないということが目の前で見られるというよい面もある。災害毎に被害状況は違うけれども、参考になりそうなことを吸収して次に生かしていく。それにより次の災害対応はそこからのスタートとなるので、経験をしっかりとつないでいくべき。

震災を経験した人たちが後から災害が起きた地域にお邪魔することは、自分たちの地域をもう一回振り返る機会でもある。あのときこういうふうをやったらうまくいったかもしれない、あのときは気づかなかつたけれども、こういう思いである人たちはいたのではないかなど、もう一度気づく機会をいただける。東北の方が熊本に行くことで得られることもたくさんあるので、総合的なお互いさまということをぜひ意識していただきたい。

災害とは、一度様々な機能が低下して、様々な支援が入ってきて復旧、復興が進んでいくけれども、静かなタイミングで横ばいに転じてきて、そしてまた復興が進んでいく。一本調子で復興が進んでいくと思っていると、復興が進まなくなる時期が来たら、これで終わりになるのではないか、忘れ去られたのではないか、これ以上よくなるのではないだろうかと思うけれども、階段があって、踊り場があって、階段があるように、それを繰り返していくのが復興。途中で必ず踊り場があるということを理解しておくだけで心が安らぐことがある。

避難所運営、見守りもそうだが、男女含め様々な人が運営にかかわることにより、多様な視点が抜け落ちないようにすることが重要。

今どういう状況で何が問題なのか、これからどうしたいのかということが多様な担い手が連携し、スタートラインとゴールを明確にし、みんなで共通認識を持つことが非常に重要。

被災地から聞こえてくる声は、新しい提案とか、すばらしいアイデアなどではなくて、

ほかの災害では実際にどうだったのかや、復興の見通しだと言われることがある。見通しをどうやって立て、みんなでそれをどう共有していくのが非常に重要。

復興というのは、会議の連続であり、合意形成でもある。どうやってみんなで話をし、どうやって次に進んでいくのか、今までの災害で誰がどんなふう話し合っ、どういうふう物事を決めていったのか、そういうことに着目しながら、次の災害につないでいくことが大事という話がありました。

次に、女性や子供の支援をしている団体として、石巻からNPO法人石巻復興支援ネットワーク代表理事の兼子佳恵さん、益城町からNPO法人子育て応援おきな木理事長の木村由美子さんから発表いただきました。

兼子さんからは、子育て応援おきな木は力のある団体で、同じ方向を向いているところがあったので、私たちがどういうことをやってきたかということだけを伝え、そこから拾ってもらった。具体的には、最初は自分がここにいいという承認される場所づくり、そして生きがいをつくり、なりわいをつくる、そういうことをゆっくり丁寧につけてきたこと。また、課題を持っている人たちを置き去りにしないで、自分たちだけが何かをつくるのではなくて、自分たちもその方たちと一緒につくるということで、主体性を持ってかかわってもらえることを目指してきたこと。

災害が起きると、人、物、金がたくさん入ってくるけれども、そこにばかり頼っていると、それらがなくなったときに地元の優秀な人たちはそういう人たちを追いかけて行って、地元にも何も残らないということを経験から伝え聞いていたので、地元で学ぶ、地元で何かをなし遂げる、そういう経験をたくさんしてもらおうということにすごく気をつけて活動してきた。熊本でも地元の人たちをどんどん活用してほしい。もともと活動している人たちがそこにいて、震災後活動が滞る時期もあるが、もともと力を持っている人たちの力を引き出して、しっかり活用することが重要。

仮設住宅へ様々な支援をするときに自立支援、言うなれば自分を律する支援ということで、活動において必要なお金はきちんといただくということをしてきた。仕事がないという話を聞いたら、それであれば仕事をつくるというような流れで事業をつくってきたという話がありました。

木村さんからは、兼子さんからのアドバイスを受け、活動を進めてきたこと。具体例としては、災害後無料のイベントばかりだったが、1年たったころ、いつまでも無料はおかしいのではないかと、そろそろ金をいただいてもいいのではないかとということで、有料イベントの開催をすることになったときに、兼子さんと相談して、それだったら何かお土産をつけようということになって企業をつないでいただき、お土産をつけたというような話がありました。

2つ目の事例発表として、家を失ってしまった方、障がいのある方、DV被害に遭った方、ひとり世帯の方など、多様な方への支援を行っている団体として、一般社団法人パーソナルサポートセンター執行役員、名取市すまいとくらしの再建支援センターセンター長、高木秀明さんと、熊本市から一般社団法人minor代表理事、益城町地域支え合いセンター、みなし仮設担当事業センター長の高木聡史さんから発表いただきました。

パーソナルサポートセンターの高木さんからは、東日本大震災で起こったことを熊本で研修で伝えたとともに、実感を持ってもらうために熊本から宮城に視察に来てもらった。

伴走型支援においては、ワンストップサービス、相談を受けたらたらい回しにしない、再建までつき合うという思想が大切であること。

プライバシーはきちんと守ること。

過去にトラウマを抱えられている人が支援員になった場合に、トラウマと近いような現象が起こったときに過剰な反応を起こすことがあるので、こういう業務ですが、こういうことは大丈夫ですかということを雇用される前の面接で行うこと。

支援者、被災者の安全確保ということで、行動は必ず男女ペアとすること。

支援員がやるべきこと、やってはならないことを箇条書きにして、徹底的に理解してもらったなどの話がありました。

そして、1つ失敗したこととして、書類、記録の中には残しているけれども、余震は必ず来るとということが十分に伝えられなかったということ。益城町の状況を見ると、2度目のほうが犠牲が多かった。これは、パーソナルサポートセンターとしても大変残念なことだと今でも思っているということでした。

ほかにも、仮設での見守りにおいて、今でも忘れられないという事例を2つ挙げていただきました。1つは、プレハブの中で子供が母親を刺した。現場支援員がホイッスルを吹いていたが、これが大失敗で、広い敷地内でホイッスルを吹いても、ほかの支援員には届かなかった。なぜかという、風の影響で風下に応援の支援員がいればよかったが、風上にいたことにより、音が届かなかった。支援員に被害はなかったが、そこで被害者の保護、救急連絡、加害者確保ということがあった。情報伝達手段をもっと検討しておく必要があったということでした。

もう一つは、性同一性障害の事例です。その家庭は母子家庭で、プレハブの中で娘さんが毎晩のように暴れるということで、何だろうということで行ってみると、そのときも暴れていたもので、その場で母親と親近者の方を呼びました。支援員としては、暴れているというその現象だけしか捉えられませんが、よくよくその裏にある原因というのが何かを聞いてみると、その方は体は女性であっても、脳は男性でした。母親は娘に対して、今から胸にさらしを巻きなさい、男の格好をしなさいということで、その後本人は家庭裁判所に行って男性の名前に変えたということでした。うれしいことに、その後彼女ができたという話でした。

発表後の質疑応答においては、東日本においても熊本においても、再建という点の支援の後の継続という線の支援、平時の制度へ移行が今後重要になってくるのではないかと。それをしていかないと、我々がいつまでも解散できないことになってしまう。生活困窮者自立支援法が活用されるべき時期になってきているのではないかとという提言もありました。

熊本からお越しいただきましたminorいの高木様からは、東日本大震災の経験から学んで実践したことをして、行政の支援はとて力があるが、公平性というところで小回りがきかない部分があるので、民間による独自裁量で急性期に動くため、民間利用ネットワーク組織立ち上げたこと。

震災当初ボランティア渋滞が起きているから被災中心地、益城町には行くなと言われた。そのため、自分の周りのでできることから初め、車中泊調査などを行い、そこで会った方への支援を進めていった。車中泊の方を追いかけて支援を続け、ほかの支援団体が撤退した後、半年後に益城町にたどり着いた。そして、そのような経験、実績を買われ、益城町か

らみなし仮設の訪問事業を受託することができた。

訪問活動で大切なことは、困っている方を見つけることだが、そもそも困っている方に既につながっている団体を支援することによって、より効率的なアウトリーチができるということ。

minor i の前進のよか隊ネットはネットワーク隊であり、今 83 団体所属しているが、団体のうち 20 団体は東日本大震災と阪神・淡路大震災の経験がある団体のため、経験を生かしてより効率的な活動ができているということ。

見守り活動において、プレハブ仮設だと密集した環境のため、うわさが気になるなど、密な人間関係により苦情があるが、みなし仮設では自分だけ取り残されているのではないかという孤独感が不安となる。プライバシーが守られるか守られないかといったら、守られるほうが人気になるが、人間関係などの面倒くささというものがどこか死を食いとめていると感じているという話がありました。

終わりに、今回 33 名の方に御参加いただきまして、アンケートからは本講座に参加してとても参考になった、参考になったという声が約 9 割という結果が得られました。

参加者の声として具体的には、「私自身が被災者、その経験が役立つならお役に立とうと考えました。」「素晴らしい活動の裏側で、自身がとても苦勞して、その上で成り立ったということに改めて尊敬しました。」などの感想をいただきました。

本講座の議事録や資料については、追って復興庁ホームページに記載を予定しておりますので、ぜひごらんいただけたらと思います。

長くなりましたが、私からの報告は以上です。

○菅原悦子委員長 それでは、皆さんのほうから何か御質問や御意見はありますか。  
ありがとうございました。

### 3 その他

○菅原悦子委員長 それでは、その他、事務局のほうからお願いいたします。

○佐々木復興推進課総括課長 冒頭で局長の御挨拶でも申し上げましたけれども、今後の岩手県東日本大震災津波復興委員会の関係でございます。現在復旧、復興に関する事項を調査審議するため、県内の関係機関の代表等で構成いたします復興委員会を設置しております。さらに専門分野の有識者から成る総合企画、それから女性参画推進、津波防災技術の 3 つの専門委員会を設置しているところでございますが、委員の任期がいずれも平成 31 年 3 月 31 日までとなっているところでございます。来年度におきましても、東日本大震災津波からの復興を引き続き県政の最重要課題ということで取り組んでいくということとしていることから、復興委員会、それから各専門委員につきましても引き続き設置し、委員の任期につきましても従来どおり 2 年間とする方向で今検討しているところでございますので、御報告申し上げます。

○菅原悦子委員長 また 4 月からもう一度本委員会の仕切り直しが始まるという説明でございました。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

#### 4 閉 会

○多賀推進協働担当課長 本日は、長時間にわたり御議論ありがとうございました。

本日の委員会の概要につきましては、11月6日に開催されます復興委員会において報告させていただく予定です。

また、次回の委員会につきましては、1月22日火曜日の開催を予定しております。

それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。